

平成 29 年 2 月 2 日  
初等中等教育局教育課程課

## 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 公募要領

### 1. 事業名

道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業

### 2. 事業の趣旨

平成 27 年 3 月 27 日の学習指導要領一部改正等において、従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と新たに位置付け、問題解決的な学習などの指導方法の工夫を図ることとしたことなどを踏まえて、「考え、議論する道徳」へと質的転換を図るため、改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進するとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について全国的な発信を行う。

### 3. 委託契約期間

委託を受けた日から平成 30 年 3 月 19 日までとする。

### 4. 事業の内容

上記 2 に示す趣旨の下、下記 5 に示す対象に公募を行い、以下の（１）、（２）及び（３）から内容を選択して行う。

なお、（１）の内容を申請する都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会にあっては、（２）の内容についても必ず併せて申請するものとする。

#### （１）地域の特色を生かした道徳教育の取組

具体的な取組内容は、以下のとおりとする。（複数選択可）なお、いずれの取組も改正学習指導要領の趣旨を踏まえて行うこと。

- ① 道徳教育に係る外部講師派遣
- ② 家庭・地域との連携による道徳教育の取組
- ③ 「私たちの道徳」の活用促進のための取組
- ④ 道徳教育用教材の作成・印刷・配布
- ⑤ その他、地域の実態や課題に応じた特色ある道徳教育の取組

#### （２）「道徳教育パワーアップ研究協議会」の開催

改正学習指導要領の趣旨の共有・普及を図るため、研究協議会を開催する。その際、地域の実情を踏まえつつ、改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方等について協議等を行うこと、（１）の取組の成果等についても紹介し、共有することが望ましい。なお、会の規模や参加対象、内容等については、各都道府県等の実情に応じて企画すること。

#### （３）道徳教育の抜本的改善・充実に係るシンポジウム等の開催

改正学習指導要領を踏まえ、今後の道徳教育について、教員や保護者、教育関係者などがそれぞれの立場から考え、議論するためのシンポジウム等を開催し、その成果の共有・普及を図る。なお、文部科学省や教育委員会との連携を密にし、改正学習指導要領の趣旨の実現に資する内容で行うこと。

## 5. 公募対象

### (1) 上記4(1)の対象

都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，中核市教育委員会，学校法人，附属学校を置く国立大学法人

### (2) 上記4(2)の対象

都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，中核市教育委員会

### (3) 上記4(3)の対象

法人格を有し，申請事業について，文部科学省や教育委員会と連携する，又はこれまでに文部科学省や教育委員会と連携した実績を有する団体（以下，「団体等」という。）ただし，次の①～④の要件を満たすことを条件とする。

- ① 定款，寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し，執行する組織が確立されていること。
- ③ 自ら経理し，監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体等の本拠としての事務所を有し，本事業の実施に当たり，職員が常駐していること。

## 6. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 7. 企画提案書等の提出方法等

### (1) 提出書類

- 企画提案書（「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 委託要項」中の【様式1】「実施計画書」に代える。）
- その他，教育委員会等の道德教育に関する方針，施策及び当該施策に係る予算がわかる資料
- 5の(3)に示す団体等においては，文部科学省や教育委員会と連携して実施すること，又は，連携して実施した実績を証明する書類
- 5の(3)に示す団体等においては，以下の書類（国立大学法人及び学校法人を除く。）
  - ① 定款，寄付行為又はこれらに類する規約等
  - ② 団体等の直近の事業報告書，収支決算書又はこれらに類する書類
- 5の(3)に示す団体等においては，審査基準内にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は，その写し

### (2) 提出部数

- 8部（正本1部，副本7部）を提出すること。なお，提出書類は返却しない。

### (3) 提出方法

提案書類は紙媒体で，封筒に「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」と朱書きし，下記のいずれかにより提出すること。あわせて，電子媒体をE-MAILで提出すること。

学校法人については，所管の都道府県私立学校事務主管課で取りまとめの上，提出すること。

- ① 郵送
  - ・簡易書留，宅配便等で送付すること。

- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
  - ② 持参
    - ・受付時間：平日 10 時～18 時 15 分（12 時～13 時除く）
    - ・持参中の事故については、当方は一切の責任を負わない。
  - ③ その他
    - ・企画提案書に関する事務連絡先を明記すること。
- (4) 提出期限  
平成 29 年 2 月 28 日（火）（18 時 15 分必着）まで
- (5) 提出先（問合せ先）  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係  
電話：03-5253-4111（代表）（内線 2903）  
FAX：03-6734-3734  
E-MAIL:kyoiku@mext.go.jp
- (6) その他  
書類の作成費用については、採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。  
また、提出された書類については返却しない。

## 8. 事業規模（予算）及び採択件数

### (1) 上記 4（1）及び（2）

事業規模：総額 4.3 億円程度

採択件数：予算の範囲内において 70 件程度を採択予定

### (2) 上記 4（3）

事業規模：総額 0.2 億円程度

採択件数：予算の範囲内において 3 件程度を採択予定

※ 事業規模及び採択件数は、今後の予算の過程で変更する可能性があること、予算の範囲内において、取組内容に応じて調整させていただく可能性があることに御留意いただきたい。

## 9. 採択方法等

選考委員会（文部科学省に設置。）において、〔別紙〕に定める選考基準に基づき、書類選考を実施する。

選考終了後、30 日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

## 10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前 2 項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

## 11. 委託契約締結

選考・審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額は、本公募要領 8 に示す事業規模及び委託要項に基づく【様式 1】「実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額

と必ずしも一致するものではない。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

- ※ 国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 12. スケジュール（予定）

公募開始：平成 29 年 2 月 2 日（木）

公募締切り：平成 29 年 2 月 28 日（火）

選考・審査：平成 29 年 3 月上旬～中旬予定

採択結果通知：平成 29 年 3 月中予定

契約締結：平成 29 年度予算が成立した場合に、成立以降の平成 29 年度の日付で順次締結

契約期間：契約締結日から平成 30 年 3 月 19 日まで

- ※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、【様式 1】「実施計画書」作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 13. その他

- (1) 事業に係る事項については、委託要項によるものとする。また、事業の実施に当たっては、委託契約書及び【様式 1】「実施計画書」を遵守すること。
- (2) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結後でなければ事業に着手できないことから、遅滞なく契約書を締結する必要がある。そのため、申請に当たっては、本公募要領や様式等に記載している留意事項を十分に確認の上、必要書類を提出すること。

## 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の 採択に係る選考基準

### 1. 選考方法

文部科学省で設置した「道徳教育の抜本的改善・充実」事業選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、企画提案書等による書類選考を実施する。

また、必要に応じて選考期間中に提案に係る追加資料の提出を求めることもある。

### 2. 評価方法

評価は、下記の①～⑥の項目ごとに5段階による評価とし、選考委員会の各委員が評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。本公募要領5の（3）に示す団体等においては、下記の項目⑦で該当する得点をこれに加える。

1 2点以上の得点を得た者のうち、予算の範囲内で、本公募要領4に示す事業内容ごとに、得点の高い順に採択案件を決定する。ただし、評価項目①～⑥で得点が3点未満のものについては、提案内容の修正を採択の条件とする場合がある。

#### 〔評価基準〕

大変優れている（大いに当てはまる）	＝ 5 点
優れている（当てはまる）	＝ 4 点
普通（おおむね当てはまる）	＝ 3 点
やや劣っている（どちらとも言えない）	＝ 2 点
劣っている（当てはまらない）	＝ 1 点

- ① 改正学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校及び地域の現状・課題に対する的確な分析がなされ、妥当な目標が設定されており、国として支援する必要性が認められる。
- ② 本事業の趣旨及び目標に応じて成果を明確に把握できる検証方法が設定されている。
- ③ 本事業の成果について、域内の普及への体制が整いその手立てが具体的であり、成果の普及が期待できる。
- ④ 本事業の趣旨及び目標を実現するための具体的かつ適正な取組内容になっている。
- ⑤ 本事業が着実に実施される実施計画が立てられている。また、本公募要領5の（3）に示す団体等においては、文部科学省や教育委員会と密に連携を図った実施計画が立てられている。
- ⑥ 妥当な経費が示されている。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している。  
（※本公募要領5の（3）に示す団体等のみ）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・ 認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 0.3 点
  - ・ 認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 0.6 点
  - ・ 認定段階 3 = 0.9 点
  - ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.1 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ・ くるみん認定 = 0.3 点
  - ・ プラチナくるみん認定 = 0.6 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定 = 0.6 点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0 点

## 誓約書(例)

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。